

半田市立図書館の国立国会図書館デジタル化資料閲覧及び複写サービス取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、半田市立図書館条例施行規則（令和3年半田市教育委員会規則第2号。以下「規則」という。）及び国立国会図書館デジタル化資料送信サービス実施要領の規定に基づき、半田市立図書館（以下「図書館」という。）における国立国会図書館デジタル化資料（以下「デジタル化資料」という。）の閲覧及び複写サービス（以下「サービス」という。）の取り扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 サービスを受けることができる者は、規則第10条の規定に基づき、貸出券の交付を受けた者に限るものとする。

(閲覧手順)

第3条 閲覧を希望する者は、図書館職員（以下「職員」という。）に貸出券を提示しなければならない。

- 職員は、閲覧希望を受けた際、当該希望者が貸出券を交付された者であることを確認の上、閲覧用ID及びパスワードを使用し、閲覧用端末で国立国会図書館デジタル化資料にアクセスし、利用者に使用させるものとする。

(複写手順)

第4条 デジタル化資料の複写を希望する者は、図書館資料複写申込書に所定事項を記入し、館長に提出しなければならない。

- 職員は、前項の規定により、図書館資料複写申込書を受理した際は、記入内容が著作権法（昭和45年法律第48号）に定める要件に反しないことを確認する。
- 職員は、前項の確認ができた場合、管理用ID及びパスワードを使用し、デジタル化資料情報を用紙（日本産業規格A列3番までの大きさに限る。）に複写して利用者に提供する。
- 利用者は、前項複写に要する費用として用紙1枚片面につき10円を負担するものとする。

(管理)

第5条 職員は、閲覧用及び管理用ID並びにパスワードを厳重に管理し、外部に知られないようにしなければならない。

- 端末の利用者は、端末の利用にあたり次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 情報の検索又は閲覧以外の行為をしないこと。
- (2) 端末に自らが持ち込んだ機器を接続しないこと。
- (3) その他職員の指示に従うこと。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、サービスの取り扱いに関し必要な事項は、館長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。